（議案その二）

令和八年十一月

定例島根県議会議案（条例）

次の議案別紙のとおり提出します。

令和８年11月18日

島根県知事　　丸　　山　　達　　也

第131号議案　警察に関する手数料条例の一部を改正する条例　……　1

第132号議案　島根県手数料条例の一部を改正する条例　……　2

第133号議案　島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例　……　7

第131号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「別表第１の41の項の運転免許証の再交付の手数料及び同表の47の４の項の運転経歴証明書の再交付の」を「第２条の手数料のうち、次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　別表第１の41の項の運転免許証の再交付に係る手数料

⑵　別表第１の41の２の項の特定免許情報の記録（再度の記録に限る。第４号において同じ。）に係る手数料

⑶　別表第１の47の４の項の運転経歴証明書の再交付に係る手数料

⑷　別表第１の47の５の項の運転経歴情報の記録に係る手数料

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の警察に関する手数料条例の規定は、令和８年７月28日から適用する。

第132号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表67の項第１号中「基づく少額領収書等の写し」の次に「（同条第１項の規定による少額領収書等の写しをいう。以下この号において同じ。）に係る写し」を加え、同号ア中「に複写したもの（」を「の片面又は両面に」に改め、「に限る。）」を削り、「用紙１枚」を「交付する用紙１枚」に改め、「10円」の次に「（両面に複写された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。）」を加え、同号イ中「限る。」の次に「以下このイにおいて同じ。」を加え、「１枚に」を「光ディスク１枚に」に、「当該少額領収書等」を「少額領収書等」に改め、同号ウ中「限る。」の次に「以下このウにおいて同じ。」を加え、「１枚に」を「光ディスク１枚に」に、「当該少額領収書等」を「少額領収書等」に改め、同項第２号中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア　文書である場合 (ｱ)　複写機により日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付	交付する用紙１枚につき10円（両面に複写された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。）

㈠　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈠において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に収支報告書等の用紙１枚ごとに10円を加えた額
㈡　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈡において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に収支報告書等の用紙１枚ごとに10円を加えた額
イ　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合	
㈠　日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付	交付する用紙１枚につき10円（両面に出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定

	する。）
㈠　光ディスク（日本産業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈠において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に収支報告書等の１ファイルごとに200円を加えた額
㈡　光ディスク（日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈡において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に収支報告書等の１ファイルごとに200円を加えた額

別表67の項第２号ウを削る。

別表68の項中「をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項ア及びイを次のように改める。

ア　文書である場合	
㈠　複写機により日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付	交付する用紙１枚につき10円（両面に複写された用紙については、片面を１枚として手数

	料の額を算定する。）
㈠　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈠において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に都道府県提出文書の用紙１枚ごとに10円を加えた額
㈡　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈡において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に都道府県提出文書の用紙１枚ごとに10円を加えた額
イ　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出された電磁的記録である場合	
㈠　日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付	交付する用紙１枚につき10円（両面に出力された用紙については、片面を１

	枚として手数料の額を算定する。）
㈠　光ディスク（日本産業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈠において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に都道府県提出文書の１ファイルごとに200円を加えた額
㈡　光ディスク（日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この㈡において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク１枚につき140円に都道府県提出文書の１ファイルごとに200円を加えた額

別表68の項ウを削る。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

第133号議案

島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「対象事業（以下」を「対象事業（第44条及び第45条において」に改める。

第16条第２項中「同条第２項」の次に「及び第５項」を加え、「第16条第２項において準用する前条」を「第15条」に改め、「、同条第５項中「第６条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と」を削る。

第43条の２第２項中「同項中」を「同条第１項中」に改める。

第45条第３号中「の手続を経た方法書」を「及び第７条の２の手続を経た方法書」に改める。

第50条第２項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。